

第1条 (留学お申込み約款)

申込み者は、この留学プログラムお申込み約款(以下、「本約款」といいます。)を承諾の上、株式会社 Rian Japan(以下、「当社」といいます。)がサポートする留学プログラムに含まれる各種サービス(以下、「留学プログラム」といいます。)に申込みます。

第2条 (契約の申込みと成立)

本約款における申込みとは、申込み希望者が当社に本約款に基づく所定の「留学プログラム申込書」を当社に提出し、並びに当社が「留学プログラム申込金」の入金確認ができた時をいい、当社がこれを承諾した時に契約が成立します(当社が申込を承諾した申込み希望者を以下、「申込み者」といいます。)

第3条 (拒否事由)

当社は、本約款に基づく留学プログラムの申込み時、或いは申込み後に次の各号に定める事由が認められる時は、申込みをお断りし、または一旦成立した契約を解約することがあります。

- (1) 日本での学業成績が当社の定める評定平均値、または留学先の定める評定値に達していない時など、申込み者に留学に適した条件が備わっていないと当社が認めたとき
- (2) 申込み者が未成年または学生である場合、留学について親権者(保護者等の法定代理人)の同意がないとき
- (3) 申込み者が希望する留学先の定員に受入れ可能な余裕がない場合など、客観的に留学が認められる可能性がないことが明らかとなるとき
- (4) 申込み者が希望する留学先、留学時期の申込み手続の期限までに、留学手続が完了できる見通しが無いとき
- (5) 申込み者の既往症または現在の心身の健康状態が留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき
- (6) その他、当社及び現地受入れ機関が不適当と認めたとき

第4条 (プログラムの範囲)

当社は、本約款に基づき以下に明記された申込み者の希望する留学先への申込み手続などの代行、出発前のオリエンテーションや情報提供などを行うものであり、別途明示されている場合を除き、申込み者の希望する留学先への入学保証、また留学先での課程修了保証等、その他留学中あるいは留学終了後の申込み者に対して何らの保証をするものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスあるいは制度は次のとおりです。

1. 各種手続の代行
 - (1) 入学手続
各留学プログラムに定められた入学の手続を行います。
 - (2) 滞在手続
留学する際の寮・ホームステイ先の申込み手続を代行します。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合には、当社はその責を負いません。また、申込み者の希望により入寮またはホームステイを希望しない場合、当社は原則としてこの滞在手続の代行はしません。また、アパートの手配等、寮・ホームステイ先以外の滞在手続の代行はしません。希望留学先によっては、申込み者の出発日以前寮またはホームステイ等の滞在先の部屋番号等がわからない場合があります。寮の場合、一人部屋か否か、またはルームメイト等について、申込み者の希望が通らない場合があります。また、ホームステイの場合、一家庭につき 2 人以上の留学生在が滞在用する場合もあります。当社の責によらない事由で申込み者の滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではなく、その損害を賠償します。但し、軽過失の場合の損害賠償は、申込み者から受領した本約款第 6 条に定める留学費用を上限とします。
 - (3) 留学費用の支払い
留学先機関等への留学費用の支払い手続を代行します。申込み者は、当社が指定する納付期限までに、所定の金額を当社指定の口座に振り込まなければなりません。また、寮などを利用する場合、利用する部屋のタイプによって寮費が異なりますので、当社では概算で請求することがあります。
 - (4) 海外留学生保険加入手続
海外の留学生受入れ機関では留学生に保険の加入を義務づけています。留学生保険には必ず加入するようにしてください
2. オリエンテーション
当社では、留学生の心構え、生活に必要なクレジットカード、保険、電話の利用の仕方などの紹介、担当アドバイザーが随時行う留学に関するアドバイス等を通じ、オリエンテーションを行います。当社にてオリエンテーションが実施される会場までの交通費は、申込み者をご負担ください。

第5条 (必要書類)

留学手続に必要な書類は、当社より別途「必要書類案内」をお渡ししてご連絡します。指定された書類は、必要事項を指定された言語にて記入の上必ず指定期日までに当社担当者までご提出ください。

第6条 (諸費用)

1. 申込金
留学代金総額の 20% を申込金とします。申込金はいかなる場合も返金しません。
留学費用はプログラム開始日から遡って 90 日前迄にお支払いいただきます。ただし、短期のホームステイプログラムにつきましては、お申込みと同時に支払いただきます。
2. 留学費用
当社では、入学金、滞在登録費など入学手続に必要な費用、留学先機関での授業料及び部屋代、食費、空港出迎え料(必要かつ可能な場合のみ)、その他留学期間中に必要となる費用(以下、「留学費用」といいます。)を算出し、申込み者に請求します。留学費用については留学先機関等の事情により、予告なしに変更される事があります。
3. その他諸費用
以下の諸費用は本条第 1、2 項の費用には含まれません(一部プログラムを除く)。申込み者の利用希望等に応じて、別途請求いたします。

A) 海外旅行傷害保険料及び航空券代金	お申込頂くプランにより変わります
B) 海外送金手数料及び通信費	1 送金先あたり 10,000 円(税別)
C) 海外旅行傷害保険手続き料金	無料

第7条 (変更手数料)

1. 申込み内容の変更
申込み者の都合により申込み内容を変更する場合には、次項の変更手数料をお支払いいただきます。但し、学生ビザは 4 ヶ月以前、左記ビザ以外は 3 ヶ月以前に変更の申し出があった場合、再度留学手続を行います。変更後に差額が発生した場合、申込みプログラム代金より金額が下回った場合においては、次項の変更手数料に基づき算出した変更手数料を差し引いた金額を返金いたします。申込みプログラムより金額が上回った場合においては、次項の変更手数料には関わらず、その差額のみを申し受けます。
2. 渡航開始日の変更
申込み者の都合により渡航開始日の変更が発生した場合、変更前の渡航日から遡って学生ビザは 4 ヶ月以前、左記ビザ以外は 2 ヶ月以前までに申し出があった場合に限り、原則として 1 回のみ無料で変更に応じます(但し、実費が必要な場合を除きます)。それ以降に申し出があった場合は、変更手数料として 30,000 円(税別)を申し受けます。
3. 申し込みプログラム変更後、変更前の申込みプログラム代金より金額が下回った場合の手数料は、変更前、変更後のそれぞれのプログラム代金総額の差額 20% を申し受けます。

第8条 (為替変動と語学学校研修機関の値上げ請求)

1. 留学費用やその他の諸費用を当社が海外に送金する際には、当社所定の為替レートにて 100 円単位(100 円未満切り捨て)で算定し、海外送金は原則として留学先機関への口座送金にて行います。また、以下の規定に基づく方法で為替変動による差額を請求致します。申込み時にプログラム代金の総額を完済している場合に限り、為替変動による差額の請求はいたしません。
2. 申込金にて申込みの場合、残金支払い時の為替レートが申込み時のレートを上回った場合、又語学研修機関の大幅な値上げ請求が生じた場合、当社はその差額を残金支払い時に申し受けます。
3. 申込み者が留学プログラムを解約し、または希望留学先への入学を取りやめた時に希望留学先から申込み者に対して返金される費用がある場合、当社はかかる費用を申込み者に代わって代理受領し、かかる費用を当社が選択する日の TTB レート(電信為替相場/Telegraphic Transfer Buying Rate)にて換算した上で、申込み者に返金するものとします。

第9条 (申込み後の取消と返金)

1. 申込み者が、申込み後に留学手続を取消す場合は、別紙に定める返金規定に従い取消手数料をお支払いいただきます。申込み内容の取消は、必ず書面またはEメールにて当社までお申し出下さい。なお、申込みの取消に伴い発生する実費については申込み者の負担となります。
2. 申込みの取消は、申込み者が書面またはメールで当社に通知した時点によって、別紙に定める返金規定の返還内容及び条件を定めるものとする。
3. 申込み者が、留学手続を取消す場合は、別紙に定める返金規定に従い留学費用を返金いたします。

第10条 (各種手続きの継続ができない場合)

指定の期日までに申込者による必要書類の提出や留学費用等のお支払いが完了されない場合など、当社の責によらない事由により各種手続のサポートができなかった場合、前条第1項の定めに基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。申込みの取消に伴い発生する費用及び損失並びに実費については申込み者の負担となります。

第11条 (当社からの取消)

1. 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づくプログラム契約を申込み者の承諾なく取消することがあります。
 - (1) 定められた期日までに第5条に定める必要な書類が提出されないとき
 - (2) 定められた期日までに、第6条および第7条に定める必要な留学費用等の支払いがされないとき
 - (3) 申込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期日から1ヶ月経過または、1ヶ月にわたり音信不通となったとき
 - (4) 申込み者が当社に届け出た申込者に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき
 - (5) 申込み者が本約款に違反したとき
 - (6) 申込み者または申込者の親族等の関係者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - (7) 申込み者または申込者の親族等の関係者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき
 - (8) 申込み者または申込者の親族等の関係者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき
2. 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を取消したときは、第9条第1項の返金規定に基づく所定の取消手数料をお支払いいただきます。

第12条 (免責事項)

当社は、次の各号に掲げる当社の責によらない事由により、申込み者が留学できなかった場合には、一切の責任を負いません。

- (1) 申し込んだ学校等の留学先機関、コース、カリキュラム等が定員に満ちていて入学ができなかった場合
- (2) 希望滞在施設が定員に満ちていて希望滞在施設に入れなかった場合
- (3) 通信事情または現地留学先機関の事情により入学許可証が期日までに現地留学先機関へ届かず申込み者が出発することができなかった場合
- (4) 申込み者の成績が希望する留学先機関の入学許可基準に達していないために入学の許可が得られなかった場合
- (5) 申込み者がパスポートもしくはビザを取得できず、あるいは渡航先国に入国拒否された場合
- (6) 大使館、留学先機関または申込み者の事情によりビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合
- (7) 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、アウトブレイク、大規模火災、感染症、疫病、伝染病(世界的なパンデミックも、日本または渡航先の緊急事態宣言期間を含みます。)、ストライキ、ロックアウト、日本または外国の官公署の命令、その他の合理的支配を超えた偶発的事象の不可抗力による場合
- (8) 申込み者が本約款に違反した場合
- (9) 申込み者は渡航後、申込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは、留学先などの規則に違反した場合
- (10) 申込み者が出発後の留学プログラムに関する変更や中止または自己都合による解約(この場合は希望留学先と申込み者との間での直接的契約となります)

第13条 (授業内容の変更または取消)

当社では、留学先機関等から提供される留学プログラムをご案内しますが、留学先機関等の事情による授業内容及び滞在先の変更及び取消し、その他留学内容に関する変更又は取消しについては一切の責任を負いません。

第14条 (守秘義務について)

当社では申込み者の同意のもとに得た個人データ等の守秘されるべき情報は個人情報の保護に関する法律、関連法令及び規範(管轄省庁策定のガイドラインを含む。)に従い、当留学プログラムの目的以外では一切他に漏洩しません。但し、万一の事故対応及びサポートに備えるためにのみ、申込書記載内容および海外留学生保険の契約内容を当社と提携する海外サービス期間に開示することがあります。

第15条 (本約款の変更)

本約款は事情により告知なしに変更されることがあります。

第16条 (協議事項)

本約款に記載のない事項については、双方誠意をもって協議し解決することとします。

第17条 (効力発生日)

本約款の内容は、2023年10月1日以降に申し込まれる全ての留学プログラム申込み契約に適用されます。ただし、本約款に変更があった場合は、当社ホームページ(URL: <https://www.smile-ryugaku.rianj.co.jp/>)に掲載し、最新の約款を適用します。

第18条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。

以上、本約款及び留学プログラム返金規定同意の証として本書を作成し、双方が各々保管するものとします。

2024年 月 日

●お申込み者様

氏名

住所

未成年者様のお申し込みは以下にて保護者様の同意による記名押印も必要となります。

●保護者様

氏名

住所